

## 令和3年度 第17回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和3年12月16日（木）午後1時30分～午後3時00分

2 開催場所 和田山ジュピターホール 小ホール

3 出席した農業委員 12人

1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員

4番 奥藤 康正委員 6番 米田 隆至委員 7番 米田 利秋委員

8番 西村 繁 委員 10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員

12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 2人

5番 高本 知宜委員 9番 佐野 伸夫委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 11人

6 現地調査委員

農業委員 高本 知宜委員 米田 隆至委員

推進委員 中尾 孝幸委員 藤井 幸三委員

7 議事日程

日程第1 議案第78号、農地法第3条申請について

日程第2 議案第79号、農地法第4条申請について

日程第3 議案第80号、農地法第5条申請について

日程第4 議案第81号、非農地証明申請について

日程第5 議案第82号、農用地利用集積計画の決定について

8 事務局職員

事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 足立 尚幸

支援専門員 中川 繁春

9 農林振興課職員

主事 西谷 和徳

10 会議の概要

○事務局 それでは、ただいまから第17回朝来市農業委員会総会を開会いたします。既に送付をさせていただいております次第に基づきまして進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員人数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第17回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、7番、米田利秋委員、それから8番、西村繁委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき進行いたします。

まず、日程第1「議案第78号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位156番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。航空写真をご覧ください。申請地が真ん中に写っておりまして、その左下に照福こども園がございます。その照福こども園の横の交差点、縦向きに走っているのが県道檜倉山東線でございます。横に走っておりますのが、そこに記入してありますとおり、県道溝黒竹田線でございます。照福から走って行っていただいて与布土川の橋を渡りますと、該当の申請地がございます。譲受人の●●さんの家は左上、●●番地でございます。譲渡人の●●さんは、退職後も柏原のほうの●●にお勤めでございます。兼業農家をされておりますが、通勤距離もかなり遠いということで、農業を少し減らしたいというような思いをお持ちで、その横の●●番地ですが、そこが譲受人の●●さんが耕作されている農地でございます。●●さんは水稻中心で4,500平方メートルほどを現在も耕作されておまして、長い間農業をされております。農業経験も十分な方で、農業機械を見てもみますと、コンバインは所有されておませんが、近隣の方をお願いして刈取

り、乾燥をしていただいているというようなこととお話しされました。

申請の農地は、今年も●●さんが水稻を耕作されておりまして、周辺の農地への影響も特に問題ないというように思っております。申請書類、3条第2項、各号もクリアしております。許可相当と考えておりますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位157番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位157番の航空写真をご覧ください。申請地は和田山町法道寺区にありまして、地図上からは外れていますが、右側のほうに国道9号線が走っておりまして、その国道9号線上に旭運送の本社がありますが、その本社を400メートルほど西に入った山裾がこの申請地となります。

申請案件資料の157番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。今回の申請は、共同所有者であります●●氏と●●氏兄弟が40年ほど前に父親から相続しましたが、2名とも大阪に居住しておりまして、20年以上にわたって今回の譲受人である●●氏に管理を委託し、●●氏は自宅横の便利な土地ということもあり、畑として周年管理、活用してきました。このたび、譲渡人の兄弟から、高齢化に伴い今後も自己管理が不可能であることや、放棄地とした場合、近隣への迷惑をかけたくないということで、今後の管理を何とか引き継いでほしい、ひいては譲渡したいとの打診があり、●●氏が引き受け、無償による所有権移転がなされるものです。

先ほど述べましたように、譲受人の●●氏は、畑として20年以上にわたって適切に管理しており、今後も維持管理されることが十分に見てとれます。また、その旨の農地に係る誓約書も添付されており、許可相当と思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位156番及び157番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の米田隆至委員のほうから補足説明ありませんか。

○米田（隆）委員 それでは報告いたします。今、ご説明ありましたように、私ども現地調査委員、調査しました結果と何も変わりございませんし、特に申し上げることはございません。

○石原会長 それでは、皆さん方のほうからご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位156番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位157番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第79号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位158番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員が急遽欠席のため、事務局をお願いします。

○事務局 失礼します。地図をご覧ください。北近畿豊岡道から少し南に当たりますところに申請地がございます。この申請地は、申請人の母屋からすぐ隣のところにある土地でして、既に農業用倉庫があるわけですが、露店駐車場と含めて2つの地目で転用したいということでした。その露店駐車場といいますのは、地番でいいますと、●●番地のところに、現在息子さんが住宅を建てておられるということで、その家の建築に伴って駐車場が不足するという背景があり転用したいという申請でございました。区長等の承諾もいただいておりますので、許可相当というように考えております。以上です。よろしくお願ひします。

○石原会長 続きまして、受付順位159番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 失礼します。それでは、受付順位159番の航空写真をご覧ください。申請地は、JR和田山駅前の県道を八鹿方面に進み、和田山郵便局を通り過ぎ200メートルほど進んだところにあります東海近畿クボタ和田山営業所の西向かいとなります。また、申請地と道路を隔てて北側が国土交通省朝来国道維持出張所となります。

申請案件資料159番をご覧ください。農地法第4条第1項の規定による申請となります。今回の申請地は、地目は田であります。地図左下の現況写真でもはっきり分かりますように、駐車場、それから、プレハブ倉庫の設置及びアスファルト舗装道路として申請人の親族が無償で利用している状況であります。事の経緯を述べますと、この地は、和田山駅

南土地区画整理事業により、平成24年に、申請人の●●氏が換地処分として取得したもので、取得してすぐに国土交通省朝来国道維持出張所の仮事務所や車両置場として3年間貸与をしていました。その間に、先ほど述べました申請地北側の土地を国交省が取得し、造成の後、本事務所を建設し本格運用を始めたことにより貸借が終了しました。ところが、国交省に仮事務所として貸し出したときから、固定資産税課税通知書に地目が宅地と明記してあり、国交省が引き上げた後も宅地並み課税による納付を行ってきました。それなら、宅地活用として賃貸住宅を建てるべき手続を進めたところ、登記簿は田となっており非農地証明の申請要件にも該当せず、急遽4条申請を行ったところでもあります。

申請人は、国交省が地目変更手続の下、造成、アスファルト舗装、仮事務所設置を行い、宅地並み課税となったものと信じて今日に至っており、故意による過失ではなく始末書も添付してあります。このたび申請人は二階建ての賃貸住宅を1戸建設するとのことですが、周辺は土地区画整備により既に住宅連坦地となっており、周辺への影響も出ないことが推測されます。

また、一般基準に基づき、資力、信用につきまして、見積書及び金融機関の残高証明により、事業計画の現実性が見込まれ、転用の目的が果たされるものと思われまます。さらに、地元区長、農事部長の同意書も添付され、何ら問題なく許可相当と思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位158番から159番について、地元委員から提案理由の説明がありました。

現地調査委員の米田隆至委員のほうから補足説明ございますか。

○米田（隆）委員 それでは、158番、159番の現地調査結果についてですが、12月2日に委員4名、事務局2人とで巡回してまいりました。先ほどの158番、159番について事務局担当者及び地元委員さんからの説明のとおりでございます、特に申し上げることはございません。

○石原会長 それでは、第4条関係でご質問なり、ご意見ございますか。

特にないようですので、受付順位158番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位159番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第80号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位160番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第80号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのうち、受付順位160番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真5枚目、受付順位160番の写真をご覧ください。申請地は、国道312号線、生野交差点を西へ約70メートル進んだ県道一宮生野線を右折し、少し北向きに入ったところに存する農地です。最も分かりやすい近くの目標物はJR生野駅で、同駅の国道312号線を挟んだ西側に位置しています。このたび、申請人の●●氏が定年退職を迎えたことを機に帰郷して、実家向かいの農地に、妻、●●さんと共同で家を新築することになりました。これに先立ち、当該農地の地目を変更する必要があることから申請があったものです。この土地の所有者は申請人となっておりますが、諸事情によって自己と妻の共同で土地を借り受ける必要があったため、農地法第5条申請となったものです。

それでは、申請案件審査資料2枚目の受付順位160番の項をご覧ください。立地基準では、申請地は第3種農地で市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当し、一般基準で許可できない場合を除き原則許可することとなっています。一方、一般基準では、資力、信用、事業継続に適合、また、周辺への影響等全て問題がなく、十分にその目的が果たされるものと考えられます。これらのことから、本申請は許可相当と思慮いたします。慎重審議よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続いて、161番と162番の2件、提案理由の説明を地元委員の佐野委員が急遽欠席なので、事務局に求めます。

○事務局 地図のほうをご覧ください。受付順位161、162番です。県道浅野山東線に面します梁瀬中学校に程近いところの農地の2筆です。建て売り分譲ということで、●●が計画をいたしましたところ、●●さん、●●さんが高齢のため、農地の管理が不能ということで譲渡しに応じられました。建て売りということで5棟建設し販売するという計画の

ようです。山東支所からも程近く、2種農地になり、許可相当になるものと考えます。よろしく願いいたします。

○石原会長 受付順位160番から162番まで、地元委員、事務局からの説明がございました。

現地調査委員の藤井さんのほうから補足説明をいただきたいと思います。お願いします。

○藤井委員 12月2日に現地調査委員4人と事務局2人で見てまいりましたが、地元委員さんの言われたとおりですので、許可相当と思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○石原会長 それでは、この件につきまして、ご意見なりご質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位160番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位161番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 ありがとうございます。全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位162番について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第81号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位163番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第81号、非農地証明交付申請の承認について、受付順位163番の提案理由の説明をさせていただきます。

航空写真、7枚目、受付順位163番の写真をご覧ください。申請地の位置につきましては、先ほどご説明させていただきました受付順位160番の農地に隣接した農地となっております。申請地の登記上の所有者は●●さんで、地目は畑となっておりますが、現況は昭和

47年に生野ダム建設に伴い移転された●●氏の宅地の一部となっています。このことは、申請者であります●●さん、それから、畑を宅地として利用されております●●さん、兩人とも全く気づかず現在に至ったものです。このたび、所有権を移転し、正規の地目への変更手続を行うに当たって、非農地扱いとする必要が生じたので申請を行うものです。

それでは、申請案件審査資料2枚目、裏面の受付順位163番の項をご覧ください。審査資料に記載のとおり、朝来市農業委員会農地法事務取扱要領第4条第1項第4号に規定の非農地となってから20年以上が経過していること、違反転用に対する処分対象となっていないこと、農振農用地でない土地であること、これら全ての要件を満たしていることに併せて、現況から見て非農地相当であると思慮いたします。慎重審議をよろしく願います。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位163番について、ただいま提案理由の説明がございました。

現地調査委員の藤井委員のほうから補足説明ございますか。

○藤井委員 先ほど地元の委員の言われましたとおりですので、よろしく願います。以上です。

○石原会長 この件につきまして、ご質問、ご意見ございますか。

特にないと思います。

受付順位163番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第82号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第82号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

それでは、7ページをご覧いただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。

まず、1番として、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。



きます。まず、利用権を設定する農用地についてですが、田が1,423平方メートル、1筆、畑が340平方メートル、1筆、合計として1,763平方メートル、2筆となっております。利用権の設定を受ける戸数として2戸、利用権を設定する戸数として2戸となっております。

続きまして、2、設定する利用権の概要について説明させていただきます。利用権の内容についてですが、使用貸借権が2筆、1,763平方メートルとなっております。利用権の終期についてですが、R7年3月31日までのものが1筆、340平方メートル。R9年3月31日までのものが1筆、1,423平方メートルとなっております。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。8ページにつきましては、利用権の設定を受けるもの及び設定するもの、賃借地の所在地一覧表を記載しております。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。9ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方の情報を記載しております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。10ページにつきましては、利用権を設定される方の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 ただいま担当課からの説明がございました。

ご意見なり、ご質問はございませんか。

特にないようですので議案第82号について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。ありがとうございました。

以上で本日の議案審議は、全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理者に挨拶をいただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後3時00分終了)